

復興大臣

根本 匠 様

要 望 書

平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日

福島県南相馬市長

桜井 勝延

東日本大震災及び原発事故から2年8か月以上が経過した現在、当市は復旧・復興に向け、原子力災害によって失われた生活・産業基盤の再生や生産年齢人口の回復を目指すとともに、急速に進展する高齢化に対応するため、市民一人ひとりが安心して暮らすことのできる魅力的なまちづくりを全力で進めています。

今月12日には、最重要課題である避難指示区域内の再生に向けて、市民が前向きに生活再建の見通しを立てられるよう、除染及び災害がれき処理の進捗状況を踏まえ、平成28年4月を避難指示解除準備区域及び居住制限区域の解除見込み時期としたところです。

今後、市内の生活・産業基盤の再生を加速化し、さらに避難を余儀なくされた市民の早期帰還を達成するためには、当市の取り組みに対する国のより一層の支援が必要であることから、下記事項について要望します。

なお、本要望については、平成25年12月26日(木)までにご回答をお願いします。

## 記

### 1 避難指示区域内再生の強化について

#### (1) 特別地域内除染について

特別地域内除染の完了時期を早急に示すとともに、平成28年3月までの完了に向けて全力で取り組むこと。

#### (2) 原子力損害賠償について

解除見込み時期を平成28年4月としたことから、避難指示区域内の精神的損害及び財物賠償について、被災者の生活再建のため、一括で早期支払いすること。

#### (3) 特例宿泊について

平成26年8月から避難指示解除までの間、地域コミュニティの再生、勤労意欲の回復や健康維持の観点から、長期的な特例宿泊を認めること。

#### (4) 早期に再開する商店等への支援について

避難指示区域内における避難者の帰還意識を高めるためには、住民が戻ってきても生活できる環境を早期に整備する必要がある。このことから、生活に必要な商店等の早期再開を促すための奨励金の交付について、国は責任を持って財源を措置すること。

### 2 パークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場の整備について

市内の高齢者は、避難生活を送っている方々をはじめ、生活不安に伴うストレスを抱えている。当市は、高齢者の健康維持・増進を図るため、来年度、パークゴルフ場及びグラウンドゴルフ場の整備を計画していることから、福島定住等緊急支援交付金の対象を子育て世帯から高齢者まで拡大し、交付対象とすること。

### 3 平成26年産米作付への対応について

平成25年産の米については、放射性セシウムの吸収抑制対策を行ったにもかかわらず、旧太田村の実証田や旧警戒区域の試験田から食品の基準値100ベクレルを超える米が発生しており、加えて、旧太田村の実証田では、当市のスクリーニングレベル65ベクレルを超える米が大量に発生していることから、国は早急にその要因を解明し、必要な対策を確立すること。

また、当市の米は全量全袋検査により安全性が確認されているにもかかわらず、風評被害により消費者から敬遠されている状況にあることから、風評被害により売れない米については、国・東京電力が責任を持って適正価格で買い取りをすること。

### 4 海岸防災林の整備について

海岸防災林は、福島県が実施主体となり、潮害・飛砂等の災害防止や津波エネルギーの減衰効果等を目的として、海岸防潮堤から幅約200m、地下水位から約3mの盛り土高さで造成する計画となっている。

しかし、壊滅的な被害をもたらした東日本大震災の津波は、海岸沿線の住民の生活や生業を一変させ、被災者の心に大きな障害として残っており、市民の不安払拭と安定した海岸沿線の土地利用のために、市では再生利用資材を活用した一部高盛り土を計画していることから、県による一体的な整備または新たな交付事業の創設により、一部高盛り土の整備を行うこと。

### 5 大柿ダム及び関連施設の早期復旧と除染の早期実施について

東日本大震災と原発事故に伴い、避難指示区域内に位置する大柿ダム及び関連施設（幹線水路及び支線水路）の復旧については、帰還後の農業の再開への基盤施設として、また、地域の防災上の観点からも必要不可欠で速やかに復旧すべき重要施設であることから、早期に復旧工事に着手すること。

また、安全な農産物の生産を農家が安心して再開するためには、大柿ダムや他の農業用ダム、ため池、農業用排水路などの農業水利施設の除染が不可欠であることから、これらを除染対象として明確化し、早期に除染を実施すること。

### 6 旧警戒区域内における燃料資源作物の栽培及び農地の再生可能エネルギーへの利用の推進について

もともと担い手の高齢化が進んでいた旧警戒区域では、原発事故により長期に亘って後継者の帰還が望めず、また兼業による農外収入も望めない状況のため、多くの農家が長期間の離農を検討しており、このままでは、広大な面積の田畑や牧草地が山林原野化してしまう恐れがある。

このため、山林原野化を防ぎ、将来の農業再生を目指すためには、20～30年の長期的視点で土地を良好な状態で維持することが必要不可欠

であることから、放射能への不安や風評被害の恐れのない燃料資源作物の栽培に対して、食用作物に準じた推進策を設け、農地の保全と有効活用を図ること。

また、ソーラーシェアリングにおける景観作物・地力増進作物の適用、収量要件の撤廃等による規制緩和や、太陽光発電設置とその収益を活用した地域保全策の推進など、再生可能エネルギー事業を含む農地の多様な利用により農村地域の保全を図ること。

#### 7 除染作業員への特殊勤務手当の支給について

除染特別地域内で除染に従事する作業員には特殊勤務手当が支給されている。除染特別地域内の除染が本格化すれば、市が実施する除染の作業員確保がより一層困難になり、除染推進に支障をきたすことが危惧される。

また、市が実施する除染の業務環境は、国直轄の除染業務環境と同様の状況にある。

このことから、市が実施する除染作業員に対しても、特殊勤務手当の支給対象にすること。